○江戸川区介護認定審査会規則

平成十一年八月二日規則第六十一号

改正

平成一七年 三月規則第二号

平成一八年 三月規則第五〇号

平成二七年 三月二五日規則第七号

江戸川区介護認定審査会規則

(目的)

第一条 この規則は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第十四条の 規定に基づき設置する江戸川区介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)に関し、法令及 び条例に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(合議体の設置数)

第二条 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。)第九条第一項に規 定する合議体(以下「合議体」という。)の数は、十五以内とする。

一部改正〔平成二七年規則七号〕

(合議体の委員の定数等)

- 第三条 一つの合議体を構成する委員の定数は、四人とする。
- 2 委員は、二つ以上の合議体に所属すること又はいずれの合議体にも所属しないことができる。
 - 一部改正〔平成一七年規則二号〕

(合議体の所属の変更)

第四条 令第七条第一項に規定する認定審査会の会長(以下「会長」という。)は、必要があると 認めるときは、各合議体の委員の所属の変更を行うことができる。

(合議体の招集)

第五条 合議体は、会長が招集する。

(専門調査員)

- 第六条 認定審査会に専門調査員を置くことができる。
- 2 専門調査員は、保健、医療若しくは福祉に関する学識経験者若しくは実務経験を有する者又は 区職員のうちから区長が委嘱又は任命する。
- 3 専門調査員は、会長の命を受けて専門の事項を調査する。

(審査判定業務に準ずる事務の受託)

- 第七条 認定審査会は、法第三十八条第二項に規定する審査判定業務に準ずる事務として、次に掲 げる事務を受託することができる。
 - 一 四十歳以上六十五歳未満の生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に定 める被保護者で、法第七条第八項に規定する医療保険加入者に該当しないものに係る審査判定 事務
 - 二 区長が必要と認める審査判定事務
 - 一部改正〔平成一八年規則五〇号〕

(会議録)

- 第八条 会長は、認定審査会の会議録を調製し、これを保存しなければならない。
- 2 合議体の長は、各合議体の会議録を調製し、これを保存しなければならない。 (委任)
- 第九条 この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

- この規則は、公布の日から施行する。
 - 付 則(中間省略)
 - 付 則(平成一八年三月三一日規則第五○号)
- この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
 - 付 則(平成二七年三月二五日規則第七号)
- この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。